

## 滋賀県立琵琶湖博物館における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

平成28年7月1日

### (目的)

第1条 この規程は、滋賀県立琵琶湖博物館（以下「博物館」という。）において行われる研究活動上の不正行為を防止するとともに、不正行為が行われまたはそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応し、博物館における適正な研究活動に資するため「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定平成26年2月18日改正）」および「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」を受け、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 博物館において研究活動を行う学芸職員および特別研究員ならびに嘱託職員等をいう。
- (2) 職員等 博物館の研究者等、職員、その他博物館に雇用されるすべての者をいう。
- (3) 研究活動 博物館において行う研究活動のすべてをいう。
- (4) 公的研究費 県費研究費ならびに国から配分される競争的資金（国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を含む。）等を財源とする研究費のほか、博物館が管理する研究費のすべてをいう。
- (5) 配分機関等 研究活動の予算配分または措置をした機関および競争的資金を配分する機関をいう。
- (6) 不正行為 研究者等が研究活動を行う場合における次に掲げる行為をいう。ただし、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものに限る。
  - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
  - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
  - エ 不正使用 県の関係規程および法令に違反した公的研究費の使用をいう。
  - オ 二重投稿 学術雑誌にすでに発表したのと同じ内容の論文を、公表していることを開示せずに投稿すること、また投稿を二重に行うこと
  - カ 不適切なオーサーシップ 論文著作者を適正に表示しないこと

(最高管理責任者)

第3条 館長は、最高管理責任者として、博物館における研究活動上の不正行為の防止に関し最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第4条 副館長(事務および学芸)は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、博物館における研究活動上の不正行為の防止に関し実質的な責任と権限を持つものとする。

2 統括管理責任者の責任の範囲は、次の各号によるものとする。

- (1) 副館長(事務) 研究費等の不正使用の防止に関すること
- (2) 副館長(学芸) 研究活動の不正行為(研究費等の不正使用を除く。)の防止に関すること

(研究活動コンプライアンス推進責任者)

第5条 総務部長(副館長(事務)が総務部長事務取扱の場合は総務課長と読み替える。以下同じ。)ならびに研究部長は、研究活動コンプライアンス推進責任者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)として、博物館において次の各号を行う。

- (1) 不正行為の防止のための対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 研究費等の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し受講状況を管理・監督する。
- (3) 職員等が適切に研究費等の管理・執行を行っているかを把握し、必要に応じて改善を指導する。

(行動規範)

第6条 最高管理責任者は、不正行為を防止するため、博物館における研究活動に係る行動規範を策定するものとする。

(教育・研修の実施)

第7条 総務部長(副館長(事務)が総務部長事務取扱の場合は総務課長と読み替える。以下同じ。)ならびに研究部長は、コンプライアンス推進責任者として、職員等に対し、コンプライアンス意識の向上を図るため教育・研修等を継続的に行うものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、第1項の実施に際し、受講者の理解度について把握するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、博物館のホームページや図録等による情報発信の際の審査手続きを整備するものとする。

(研究者等の責務)

第8条 研究者等は、滋賀県職員倫理規程(平成9年10月28日滋賀県訓令第44号)を遵守し高い倫理性の保持に努めるとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 研究者等は、研究活動上の不正行為の防止に関して、統括管理責任者の指示に従わなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動上の不正行為の防止について、研究にかかわる関係者に対し、十分な説明のうえ、理解を得るものとする。

(基本方針の公表)

第9条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正への取組に係る基本方針として、本規程を公表するものとする。

(不正行為防止計画の策定)

第10条 最高管理責任者は、博物館において不正行為を発生させる要因を把握し、適切な対策を講じるため、基本方針に基づき、不正行為防止計画を策定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為防止計画の進捗状況を管理するものとする。

(不正行為防止計画の事務体制)

第11条 最高管理責任者は、不正行為防止計画を推進するために必要な事務体制を整備するものとする。なお、事務局は総務部総務課とする。

(相談窓口等)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費に係る使用ルール等に関する相談を受け付ける相談窓口ならびに不正行為(その疑いがあるものを含む。)に関する通報を受け付ける通報窓口を設置し、内外に周知するものとする。

- 2 相談窓口および通報窓口は総務部総務課に置く。
- 3 不正行為に関する通報があった場合は、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかに報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、通報したことを理由に、通報者に対し不利益な取り扱いをしてはならない。

(調査)

第13条 不正行為の疑いが判明した場合、最高管理責任者は速やかに必要な調査を行うものとする。

- 2 不正行為の調査に係る取扱いについては、「滋賀県立琵琶湖博物館の研究活動における不正行為に係る調査等に関する要綱」の定めるところによる。

(公的研究費の取扱)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な取扱いに関し研究者と事務職員の権限と責任について明らかにしたうえで、公的研究費の管理運営に関わる全ての職員に対し分かりやすく周知しなければならない。

- 2 公的研究費の取扱いについては、「滋賀県立琵琶湖博物館公的研究費取扱要領」の定めるところによる。

(内部監査)

第15条 公的研究費の適正な管理のため、内部監査を実施する。

- 2 内部監査を実施する体制は、最高管理責任者の直轄として組織する。
- 3 内部監査に関する事務の所掌は、総務部総務課とする。
- 4 内部監査の対象は、県費を除く競争的資金とし、前年度に実施した研究活動に係る公的研究費から選択する。
- 5 内部監査は、会計書類の検査ならびに購人物品の使用状況等に関し研究担当者からヒアリング等により確認するものとする。
- 6 内部監査を行った者は、その結果から不正行為等の存在が思料される場合、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、第12条の相談窓口に対して不正行為等に関する通報または相談をしなければならない。また、内部監査を行った者は、事務処理手続きならびに管理体制等が不正行為等の発生を十分に防いでいないと思料する場合、その問題点等について、最高管理責任者に報告するとともに、第12条の相談窓口に報告をしなければならない。
- 7 内部監査の監査結果等については、コンプライアンス教育等の一環として、構成員へ周知する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、不正防止等に関する必要な事項は、別に定める。

付則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月10日から施行する。